

2015年度1回目となる第36回市民会議は、東京パブリック法律事務所を会場に「東京パブリック法律事務所現状報告」というテーマで行われた。同法律事務所の釜井英法所長、中谷拓朗会員、高橋宏典会員、長岐和恵会員、同法律事務所三田支所の河野優子会員から、東京パブリック法律事務所について(1)市民の司法アクセスの窓口としての機能、(2)地方への弁護士派遣、他士業との連携、弁護士任官、弁護士職務経験受入れ等のハブ機能、(3)市民アクセス拡大のための実験室としての機能、(4)運営上の課題等について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

## 1. 法テラスとの関係について

**江川：**弁護士に相談したいとき、市民としては公設事務所と法テラスのどちらに行けばよいのか分かりにくい。法テラスは相談料が無料である一方で資力要件があるとのことだが、直接法テラスに行ってしまう人も多いのではないかと。公設事務所でも、資力要件を充たす場合は法テラスの援助により無料の相談を受けられるとのことであるので、最初は公設事務所に来てもらった方がよいという仕組みについて、よりPRをした方がよいのではないかと。

**岡田：**法テラスに電話をすると最初に資力を確認されるという話を聞く。消費者センターでも法テラスに誘導する場合は資力を確認しており、条件が合わない場合は弁護士会の法律相談を紹介するが、5000円の相談料のハードルは高い。消費者センターに相談にくる市民からは、消費者センターで業者と交渉してもらえないのかという傾向が最近増加している。

それは弁護士の仕事であると説明しても聞き入れてくれない。

弁護士会の相談料を無料にすることには個人的には賛成できないが、消費者相談員の中には相談料を無料にしてほしいとの声も聴くようになった。消費者に専門家による相談は、費用をかけても結局得になるとの認識を持たせる必要もあると思われる。

## 2. 公設事務所の所属弁護士について

**岡田：**任期があったり、困難な事件が多いとの理由で、公設事務所の志望者は少ないとのことであるが、弁護士の就職難という話が聞かれる中で意外に思った。

**津山：**公設事務所の勤務弁護士のOB・OGについて、その後の行き先を見ると半分くらいが法テラスの地方事務所へ赴任している。設立の趣旨に合っていると思うが、公設事務所では幅広い案件を扱い、今、司法、とりわけ裁判官に最も求められている市民感覚を養うにはとてもよい環境にあるように思われる。しかし、意外と任官者の人数が少ない。所属弁護士には、是非もっと弁護士任官に挑戦してほしい。

## 3. 公設事務所の取り扱う事件について

**岡田：**アウトリーチの機能として、高齢者に対する出張相談や、例えばゴミ屋敷問題について現場に向かうということも事案によっては行っているということであるが、その基準が外部からは明確ではない。基準が明確であれば消費者センターとしてもお願いしやすい。

**江川：**公設事務所では困難事件というものを多く扱っているということであるが、事案を聞くと福祉や医療との連携が必要となる案件も多いと思われる。ただ、

## 市民会議委員 \*敬称略

江川 紹子 (ジャーナリスト)

岡田ヒロミ (消費生活専門相談員)

神津里季生 (日本労働組合総連合会事務局長)

津山 昭英 (朝日新聞社顧問)

長友 貴樹 (調布市長)

そうした中には、相談者自身が自分が直面しているのは法律の問題だけだと思い込んでいるケースも多いのではないかと。

## 4. 公設事務所への期待

**長友：**行政としても、公設事務所の役割には期待するところがある。市民にとって法曹との距離は大きく、自治体に駆け込むということも多い。行政としても法律相談はやっているが、公設事務所にはネットワークを増やして外縁を拡大する役割を期待したい。

東京弁護士会の公設事務所は23区内に3つあるが、なぜ23区内にばかり作るのか。立川に多摩パブリック事務所があるが、多摩地区の400万人の人口に比べて少ないのではないかと。多摩地区は面積も広く、公設事務所までのアクセスの問題もある。

また、調布市では、任期付公務員として弁護士を採用する制度を始めたところであるが、公設事務所に事前事後の研修をお願いすることも考えたい。

**神津：**東京パブリック法律事務所で扱う労働事件について、以前はそれほど多くなかったが、社会保険

労務士とのつながり等で徐々に増えてきているということである。事務所内に労働班というものも作られて、質的にもこれから力を入れていくとのこと期待したい。

## 5. 公設事務所の課題について

**津山：**事務所としては、専門的活動が可能な人材確保と財政基盤の安定が課題とのことであるが、弁護士というと、一般には裁判所の近くで大きな事務所を構えているというイメージが強い。司法予算を大幅に増やして公設事務所の財政基盤を確立するには、弁護士のイメージを変えて、国民の理解を得ていくことがカギとなる。

ひまわり公設事務所は、地方で感謝されていると聞いている。都市型公設事務所の活躍をもっとアピールしてもよいのではないかと。

**江川：**財政基盤について、寄附を集める努力をするということも考えられるのではないかと。一般に向けた広報としても、寄附を募るということはやってもよいと思う。